

多度津町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

多度津町教育委員会

目 次

- 1. 計画の趣旨・現状2
- 2. 目標2
- 3. 計画の期間2
- 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・3
- 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、学校における働き方改革を推進し、教職員の過重な業務負担を軽減するとともに心身の健康を確保することを目的とする。教職員の疲労蓄積を防ぎ、心身のゆとりを創出することによって、児童生徒と真摯に向き合う時間を確保し、より質の高い教育活動を実現することを目指す。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「多度津町立学校の管理・運営に関する規則」（昭和33年12月12日多度津町教育委員会規則第10号）を改定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間が45時間を超える割合が33%となっている。生徒指導対応、保護者対応、調査等の事務処理などの業務の負担感が大きくなっており、業務内容の見直しを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【13日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる。【11.6%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする。【76】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 登下校の見回りや通学路の安全確保は、PTA、地域のボランティア、交通安全を守る会に委ねる。

放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、交通補導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校保護者間で、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 学校運営協議会を、令和8年度中に町内小学校で1校、令和9年度末までに、町内全ての学校に設置する。
- ・ 地域学校協働本部を令和9年度末までに設置し、地域学校協働推進員が学校と地域住民、関係団体との連絡調整を行えるようにする。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 令和8年度中に、カスタマーハラスメント対策指針の策定を検討する。
- ・ 令和8年度中に、各校に音声ガイダンスによる録音の案内を導入する。
- ・ 令和9年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムやすぐーる、Google の機能等を活用することによって、町から学校、学校から保護者に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ 教育委員会と連携し、事務職員等を中心に実施する。
- ・ Google サイト等を活用し、簡易な方法で作成管理ができるようにする。

校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数や範囲を限定する。

部活動（「3分類」⑬関係）

令和13年度に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現するため、休日の部活動を地域のスポーツクラブや文化団体に段階的に移行する。また、部活動指導員を配置し、教員の顧問負担（特に休日）をなくす。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

給食の時間における対応（「3分類」④関係）

- ・ 食に関する指導は栄養教諭を活用し、担任の負担を減らす。
- ・ 毎日の給食指導については、担任以外が担当する時間を増やし、担任の負担を減らす。

授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑤⑥関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術、AIドリル、生成AI等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 標準時間数に留意しながら、40分授業や4時間授業を取り入れ、子どもが早く帰り、教職員の創造的な時間が生まれるように工夫する。

また、入学当初の1年生や新学期開始時の子どもたちの負担にも配慮し、数日間は授業時数を少なくするなどの工夫も考える。

- ・ デジタル技術の活用により、採点やアンケート処理などの校務を効率化する。
- ・ 電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置する。
- ・ 教育委員会が各校への働き方改革伴走支援を行い、定期的にプロジェクトの運営状況を把握する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月の時間外在校等時間が100時間を超えた又は2～6箇月平均時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。（規則第19条の3第2項関係）
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に努める。
- ・ ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果を職場改善に活用できるよう努める。

- ・心身の健康問題についての相談窓口（公立共済学校組合）を紹介する。
- ・年次有給休暇についてまとめた日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について今計画期間中に検討を開始する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、多度津町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。